

感発 0331 第 19 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公印省略)

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種に係る事務運用の詳細については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、同要領の一部について、下記により、別紙 1 のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正の概要

- 1 予防接種法第 2 条第 3 項第 3 号の政令で定める疾病として、帯状疱疹を位置付けることに伴う所要の改正を行うもの。
- 2 ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の対象者について、特例的に経過措置を設けることに伴う所要の改正を行うもの。
- 3 「風しんの追加的対策」が令和 7 年 3 月 31 日をもって終了することを踏まえ、風しんの第 5 期の定期接種にかかる記載を削除するもの。

なお、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条第 2 項及び予防接種法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 2 条の 8 第 4 号に基づき風しんの第 5 期の定期接種を実施する際は、改正前の同要領を参考とし、従前のとおり実施すること。予診票についても、旧様式第九を用いることとして差し支えない。

- 4 その他、所要の改正を行うもの。

第 2 適用期日

令和 7 年 4 月 1 日